

手数料額計算書

（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定）

- 1 建築物の用途  一戸建て住宅  一戸建て住宅以外の住宅  
 （該当する□にレを記入）  工場等のみ  工場等のみの場合以外の非住宅
- 2 計画の評価方法 住宅部分：  
 （該当する□にレを記入）  標準計算法  仕様基準  仕様・計算併用法  
 非住宅部分：  
 標準入力法  モデル建物法
- 3 手数料額の計算

計画の種類（該当する□にレを記入）		適合証等がある場合	適合証等がない場合
<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅		別表 3(1) ア	別表 3(2) ア
	m <sup>2</sup>	円	円
□一戸建て住宅以外の建築物	住宅部分の床面積の合計	別表 3(1) イ(ア)	別表 3(2) イ(ア)
	m <sup>2</sup>	円①	円④
	住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の床面積	別表 3(1) ア	別表 3(2) ア
	m <sup>2</sup>	円②	円⑤
	工場等の場合の床面積の合計	/	別表 3(2) イ(イ)
m <sup>2</sup>		円⑥	
非住宅部分の床面積の合計	別表 3(1) イ(イ)	別表 3(2) イ(イ)	
m <sup>2</sup>	円③	円⑦	
計	①+③又は②+③	④+⑦, ⑤+⑦ 又は⑥+⑦	
	円	円	

合計 \_\_\_\_\_ 円

（注意）

- 1 「適合証等」とは、調布市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第5条第1項第1号に規定する図書をいいます。
- 2 「別表」とは、調布市手数料条例別表第2を指します。
- 3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項に規定する他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定の手数料について、エネルギー消費性能向上計画と同じ評価方法である場合は、工場等のみの場合と同額とします。
- 4 非住宅部分で国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法による評価方法とみなして算出します。